

ID: 30

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	電気通信設備の設置に要する経費の徴収		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例 第6条(第6条で準用する長門市ケーブルテレビ放送センター条例第7条第1項)		
例規番号	平成17年条例第17号		
<p><b>【根拠条文】</b> (電気通信設備の設置及び経費の負担) 第6条 電気通信設備の設置に要する経費は、センター条例第7条第1項の規定を準用する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日